

- 上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)は、新興国の株式市場の動きをとらえることを目標に、円換算したMSCI エマージング・マーケット・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行う追加型株式投資信託(内国ETF)です。

基礎情報 平成22年1月現在

銘柄名	上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)
銘柄コード	1681(新証券コードJP3047130004)
特定の指標	MSCI エマージング・マーケット・インデックス
上場取引所	東京証券取引所(他の上場取引所:なし)
上場日	平成22年2月24日
売買単位	10口
信託報酬	年0.2625%(税抜0.25%)程度
計算期間	毎年1月21日から翌年1月20日まで ※ただし、第1計算期間は平成22年1月22日から平成23年1月20日までとします。
分配金支払基準日	毎年1月20日
管理会社	日興アセットマネジメント株式会社
信託受託者	住友信託銀行株式会社

(注)組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など、信託財産中から支弁され、当該ETF保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。

連動対象指標について

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株式インデックスで、世界の新興国の株式の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

$$\text{MSCI エマージング・マーケット・インデックス} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 100$$

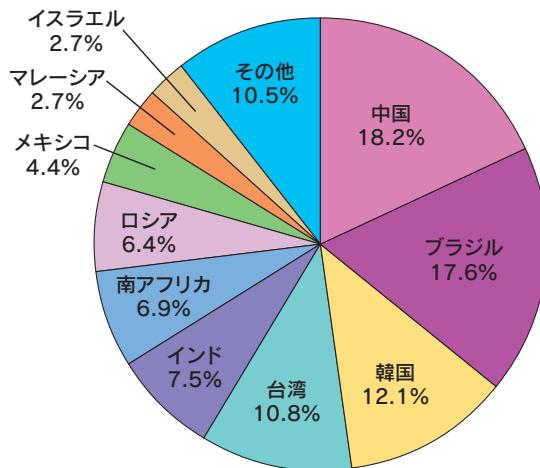
対象指標の構成銘柄上位10社(時価総額順)

構成銘柄名	分類国
PETROBRAS PN	ブラジル
SAMSUNG ELECTRONICS CO	韓国
PETROBRAS ON	ブラジル
CHINA MOBILE	中国
GAZPROM (RUB)	ロシア
VALE PNA	ブラジル
TEVA PHARMACEUTICAL IND	イスラエル
ITAU UNIBANCO PN	ブラジル
TAIWAN SEMICONDUCTOR MFG	台湾
AMERICA MOVIL L	メキシコ

※平成21年12月1日現在

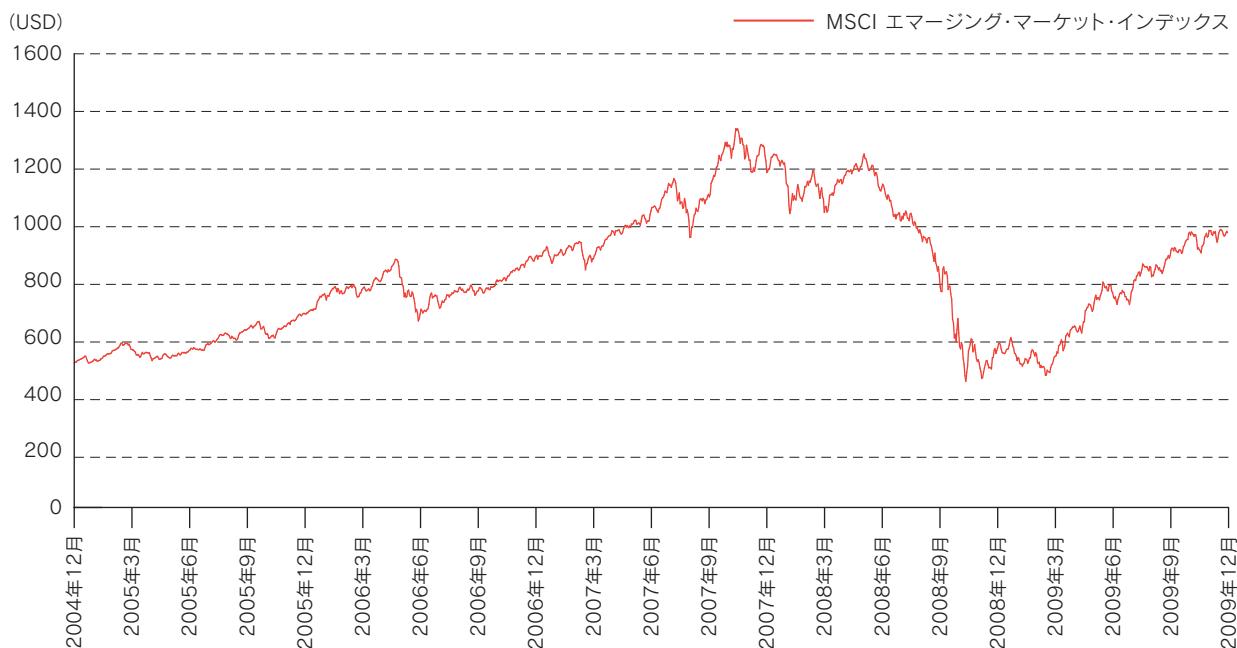
対象指標の国別構成比(時価総額順)

分類国	基準日の時価総額(単位:Million USD)
中国	581,069
ブラジル	560,379
韓国	386,617
台湾	343,213
インド	239,704
南アフリカ	220,748
ロシア	203,250
メキシコ	141,669
マレーシア	86,920
イスラエル	85,957
その他	334,585



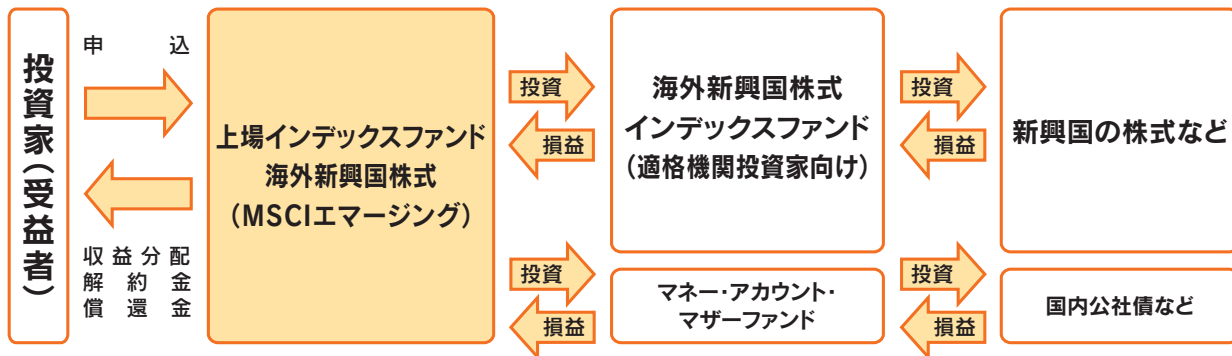
※平成21年12月1日現在

対象指数の推移 2004年12月から2009年12月まで



ファンド・オブ・ファンズについて

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



ETF情報入手一覧

当該ETFに関する情報を入手できるページをまとめて表示しております。ご覧になりたいページのURLをクリックしてご利用ください。

日興アセットマネジメント株式会社 ETF専用ホームページ

ファンドを運営する管理会社・日興アセットマネジメント株式会社のETF専用ページです。

▼目論見書、商品概要、日々の基準価額、ファンドデータのダウンロード等

http://www.nikkoam.com/products/etf_relay/index.html

(注) トップページ上のETF名「上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)」をクリックしてください。

MSCI Barra社 公式ホームページ

▼インデックスの指数値や紹介等

<http://www.msibarra.com/>

東京証券取引所 日本語公式ホームページ

▼ETFの市場価格

「東証上場ETF一覧」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/esquare.html#list>

(注) 株価情報を検索される場合には、一覧表のETFの証券コード「1681」をクリックしてください。

▼ETFの基準価額、基準価額と指数との乖離率、純資産総額等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

(注) 検索される場合には、日興アセットマネジメントの管理会社コード「13084」で検索してください。

Bloomberg 公式ホームページ

金融情報ベンダーであるBloombergのホームページで以下の情報をご覧いただくことができます。

▼MSCI エマージング・マーケット・インデックスの値(米ドル建て)

<http://www.bloomberg.co.jp/apps/quote?T=jp09/quote.wm&ticker=MXF:IND>

Bloombergにおけるティッカーコードは「MXF:IND」です。

▼対円為替レート一覧(「USD-JPY」欄参照)

http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/americas_currencies.html

ETFとは?

- ETFは日本語では上場投資信託といいます。「**Exchange Traded Fund**」の頭文字をとったもので、証券取引所等に上場している投資信託に対し、一般的に用いられる名称です。
- ETFは、一般的に運用方針に沿ってファンドの運用指図等を行う管理会社と信託財産の管理等を行う信託受託者により運営されます。
- ETFは、管理会社により「特定の指標(※)」と「ETFの一口あたりの純資産」の連動を目指して運用されます。
※特定の指標とは、株価指数や商品の価格、債券指数、REIT指数その他の指標一般をいいます。

特徴1 連動を目指す特定の指標の対象に広く分散投資していることになります。

- ▶リスク分散の効果があります。

特徴2 少額・低コスト

- ▶コストには、保有コストと売買コストがあります。

【保有コスト】信託報酬は、一般的に非上場投資信託より低くなっています。

【売買コスト】通常、投資家が証券会社に支払う売買手数料は株式並みとなります。

特徴3 株式と同じようにリアルタイムで売買できます。

- ETFに投資するにあたっての留意事項は一般的に次のようなものがあります。
その他については、「投資リスク」の欄や目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書等でご確認ください。
- ①元本保証はされていません。
- ②ETFの一口あたりの純資産額と連動を目指す特定の指標が乖離する可能性があります。
- ③市場価格とETFの一口あたりの純資産額が乖離する可能性があります。

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

- 当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に株式、株価指数先物取引に係る権利および短期公社債などに投資するため、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資する場合には、為替変動の影響を受けます。特に投資する新興国の株式および株価指数先物取引に係る権利は、先進国の株式および株価指数先物取引に係る権利に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- 一般に株式および株価指数先物取引に係る権利の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式および株価指数先物取引に係る権利の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

② 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。
- 一般に新興国の株式および株価指数先物取引に係る権利は、先進国の株式および株価指数先物取引に係る権利と比較して、市場規模や取引量が少ないため、相対的に流動性リスクが高いと考えられます。

③ 信用リスク

- 一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- 一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。
- ファンドの投資対象株式および株価指数先物取引に係る権利が上場または取引されている諸国の税制が先進国と異なる場合があります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑥ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付などにおいて、取引先リスク（取引の相手方の倒産などにより契約が不履行になる危険のこと）が伴いません。これらの影響を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合には、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

<円換算したMSCI エマージング・マーケット・インデックスと基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算したMSCI エマージング・マーケット・インデックスの変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- 資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料などの費用を負担すること。
- 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品賃料が発生すること。
- 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとMSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇ 金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額の乖離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などに左右されます。当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意点>

● システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

● 投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

● 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

● 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

課税上の取扱い

<個人受益者の場合>

① 受益権の売却時の課税

- 売却時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
- なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

② 収益分配金の受取り時の課税

- 収益分配金は配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。
- なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

③ 解約金および償還金に対する課税

- 解約時および償還時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
- なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益(譲渡益)および収益分配金(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

<法人受益者の場合>

① 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

② 収益分配金の受取り時の課税

- 解収益分配金は配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。
- なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%(所得税のみ)となる予定です。

③ 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

④ 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

● 当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

● ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標及び外国為替相場の変動、組入る有価証券の価格の変動、組入る有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格又は基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

● ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

● 当資料は、平成22年1月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

● 本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代) product_01@tse.or.jp